

別紙 中小企業等の定義

松阪市中小企業電気代高騰対策支援金の対象となる中小企業等を以下の通り定義する。

【中小企業等】

<中小企業>

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じて、以下の通り中小企業を定義する。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf）を参照のこと。

※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※みなし大企業に該当する法人を含める。

<中小企業団体等>

以下のいずれかに該当する法人。

- ・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

<個人事業主>

- ・ 商工業者であること

※下記の事業者、法人は対象外です。

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など、会社法上の会社以外の法人
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者
- ・ 申請開始地点（令和4年11月1日）で開業していない創業予定者
- ・ 任意団体

参考

松阪市中小企業電気代高騰対策支援金交付要綱

※第3条抜粋

(交付対象)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年11月1日（以下「基準日」という。）時点において、事業を継続して行う意思を有する中小企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、支援金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、交付することが適当でないと市長が認める者